

# 店舗ツールの多言語化等に要する費用の一部を補助します！

## 文京ウェルカム商店街事業補助金

最大5万円  
補助

### 補助対象事業

- (1) 補助対象者が自ら開設するウェブサイトの多言語化に係る事業
- (2) 施設案内、メニュー表示、案内冊子等の多言語化に係る事業
- (3) ハラール認証に係る事業



※上記以外の事業でも補助の対象となる場合がありますので、お気軽にご相談ください。  
※平成30年3月31日までに完了する見込みがある事業が対象となります。

### 補助対象者

- (1) 文京区内に主たる事業所を有し、かつ、補助金交付申請日時点で引き続き1年以上事業を営んでいる者であること。
- (2) 申請日までに納付すべき住民税及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税)を完納していること。

### 補助額

補助対象経費の2分の1 (上限5万円)  
※補助額に1,000円未満の端数は切り捨て

### 補助対象経費

#### 対象経費の例

- ・多言語化に係る企画費用、デザイン費用
- ・施設案内板等の設置費用
- ・外国語翻訳に係る費用(個人に対する謝礼を含む。)
- ・印刷、製本に係る経費(外注した部分)

#### 対象外経費の例

- ・HPや看板等の新規作成費用
- ・HPの保守管理費用
- ・既存の案内看板の撤去・処分費用
- ・経常的経費と認められるもの(パソコン等の備品購入費、文房具、印刷用トナー等)
- ・領収書が提示できない費用

### 【お問合せ先】

文京区区民部経済課産業振興係

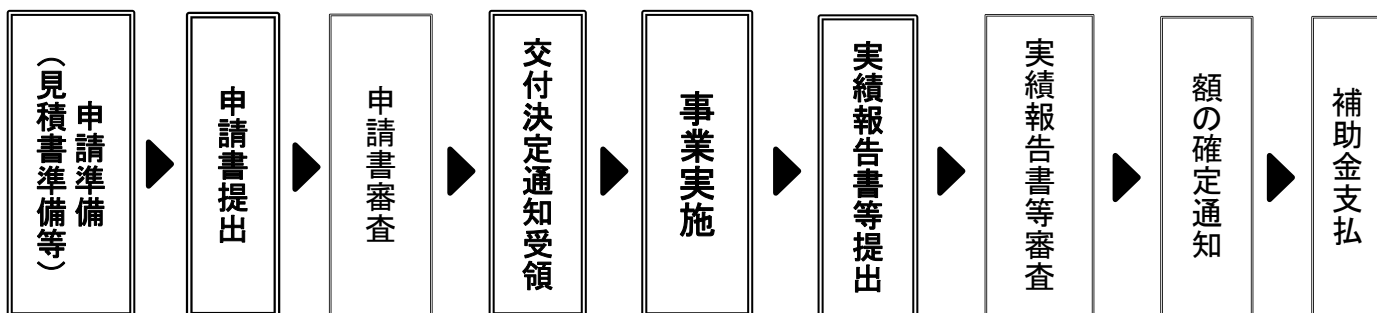
☎03-5803-1173 (平日8時30分～17時15分)

文京ウェルカム商店街事業補助金

検索

# 補助金受領までの流れ

※二重枠は申請者が実施します



交付決定日よりも前に行った事業はすべて補助対象外となります。  
事業は、必ず、交付決定通知を受け取ってから実施してください。

## 申請受付期間

平成30年2月28日まで先着順に受け付けます。  
(ただし、予算額に達し次第、受付を終了します。)



## 申請方法

下記申請書類を文京区経済課産業振興係へご持参ください。(郵送不可)

- ①文京ウェルカム商店街事業補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④法人登記簿謄本(法人が申請する場合)
- ⑤直近の住民税及び事業税の納税証明書

| 法人                                    | 個人事業主   |
|---------------------------------------|---|
| ・法人住民税<br>・法人事業税<br>(それぞれ都税事務所で発行のもの) | ・個人住民税<br>(文京区税務課(シビックセンター10階)で発行のもの)<br>・個人事業税(※)<br>(都税事務所で発行のもの)<br>※個人事業税が非課税の場合は、所得税の納税証明書その1<br>(確定申告した税務署で発行のもの) |

- ⑥補助対象経費に係る見積書
- ⑦設備を設置する場合、設備位置を図示した図面

## 本補助金のポイント!



## 区内大学の留学生等によるアドバイスを受けることができます

看板や案内冊子等のデザイン案をご提示いただいた場合には、区内大学の留学生等により、効果的な作成方法・活用方法等のアドバイスをいたします。ぜひ、外国人の目線に近い形から、効果的な使い方をご検討ください。

※すべての申請者に対応できない場合がありますのでご了承ください。  
※アドバイスを提供するまでにお時間を頂戴いたします。